

保 護 者 各 位

刈谷市教育委員会

刈谷市私立高等学校等授業料補助について

この補助は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者に対して授業料の補助を行い、保護者負担の軽減を図ることを目的としています。

◆ 補助対象者

授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有する方で、以下の【補助対象生徒】に係る当該学年度の授業料を負担する方

【補助対象生徒】

- ① 基準日において私立高等学校等に在籍する方
 - ② 19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
- ※「私立高等学校等」とは、国及び地方公共団体以外の者が設置している学校教育法第1条に規定する高等学校及び同法第124条に規定する専修学校（修業年限が3年以上の高等課程に限る。）をいいます。

【補助対象とならない生徒】

- ① 基準日において、刈谷市奨学会会則に規定する奨学生である方
- ② 基準日において、当該私立高等学校等における特待生で授業料の納付を全額免除されている方
- ③ 専攻科又は別科に在籍する方
- ④ 国県の授業料補助対象生徒のうち、当該年度に納入する授業料の額が、国県が実施する補助の額と同額である方
- ⑤ 職業能力開発促進法第25条に基づいて認定職業訓練を行う事業主等が設置した職業訓練施設において訓練を受ける方

◆ 補助する金額

補助の額は、1学年度につき年額25,000円です。

※実際に納入する授業料の金額がこれより少ない場合は、納入する金額を限度とします。

※補助対象生徒が、専修学校と通信制課程に同時に在学する場合は、「専修学校の授業料の額」を対象とします。

◆ 手続の方法

「申請書兼請求書」を記入し、
刈谷市役所 学校教育課（7階）へ提出してください。

※記入例をよくご確認のうえ、記入してください。

◆ 申請期日

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

郵送 可 ※期日必着

★期日を過ぎた申請は受け付けません。

◆ 決定及び補助方法

内容を審査し、12月下旬に交付決定通知書を送付し、1月上旬までには指定された口座へ振り込む予定です。

< 問合せ先 >

刈谷市役所 学校教育課 学事係

直通電話（0566）62-1035